

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
道路交 通 法（昭和35年法律第105号） <u>第51条第16項</u> の規定により運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略	道路交 通 法（昭和35年法律第105号） <u>第51条第15項</u> の規定により運転者等又は使用者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成20年 6 月 1 日から施行する。